

○那霸市営住宅条例施行規則

平成10年3月16日

規則第3号

那霸市営住宅設置及び管理条例施行規則(昭和49年那霸市規則第1号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 公営住宅の管理(第2条—第24条)
- 第3章 改良住宅の管理(第25条—第29条)
- 第4章 社会福祉事業等への活用(第30条・第31条)
- 第5章 駐車場の管理(第32条—第42条)
- 第6章 指定管理者による管理(第43条—第43条の5)
- 第7章 補則(第44条—第50条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、那霸市営住宅条例(平成9年那霸市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第2章 公営住宅の管理

(入居者資格の制限)

第2条 公営住宅に入居しようとする者は、条例第6条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 婚姻の予約者の場合は、入居の期日までに婚姻届の提出が予定されていること。
- (2) 市税(市営住宅使用料を含む。以下同じ。)を完納している者(市税を完納していない者であつてもその納付について誓約している場合は、完納者とみなす。)であること。

(障害の程度)

第2条の2 条例第6条第2項第1号アの規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいづれかに該当する程度
 - (2) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
 - (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
- 2 条例第6条第2項第1号イの規則で定める程度は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

(入居の申込み及び決定)

第3条 条例第8条第1項の規定により公営住宅の入居の申込みをしようとする者は、市長の指定する期日までに市営住宅入居申込書を提出しなければならない。この場合において、申込みをしようとする者が条例第9条第3項の規定に該当する者であるときは、その旨を証する書類を添えなければならない。

- 2 入居の申込みは、公募の都度1世帯1戸限りとする。
- 3 市長は、市営住宅入居申込書の提出があったときは、入居申込者に市営住宅入居申込受付票を交付する。
- 4 公開抽選(条例第9条第2項の公開抽選をいう。第4条において同じ。)により当選した入居予定者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 入居しようとする者全員の住民票の写し
 - (2) 入居しようとする者全員の収入を証する書類
 - (3) 婚姻の予約者については、婚約証明書
 - (4) 市税の完納を証する書類又は納付誓約をしていることを証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 5 条例第8条第2項に規定する通知は、市営住宅入居決定通知書(定期入居決定の場合は、市営住宅定期入居決定通知書)により行う。

(定期入居の資格)

第3条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める条件を具備する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 18歳未満の児童(入居の申込みの日における18歳未満の児童が入居指定日(条例第11条第5項の入居指定日をいう。次条において同じ。)において18歳に達した場合を含む。次号において同じ。)3人以上と同居する者
- (2) ひとり親等(配偶者のない者で現に18歳未満の児童を扶養し、かつ、当該児童のみと同居するもの又はこれに準ずる者として市長が認める者をいう。)
- (3) 災害により住宅を滅失した者

(定期入居の期間)

第3条の3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる者 入居指定日において同居する児童のうち最年少のものが23歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

- (2) 前条第3号に掲げる者 入居指定日より1年間

(定期入居決定に関する説明等)

第3条の4 条例第8条の2第4項の規定による説明は、定期入居決定に関する説明書の交付により行う。

- 2 条例第8条の2第5項の規定による説明を受けた旨を証する書類の提出は、定期入居決定に関する説明

を受けた旨の証書により行う。

(定期入居決定期間満了通知書等)

第3条の5 条例第8条の2第6項の規定による通知は、定期入居決定期間満了通知書により行う。

2 条例第8条の2第7項の規定による通知を受けた旨を証する書類の提出は、定期入居決定期間満了通知を受けた旨の証書により行う。

(入居期間の延長に係る特別の事情)

第3条の6 条例第8条の2第11項の規則で定める特別の事情は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当すること。

ア 条例第6条第2項第1号又は第2号に該当する場合

イ 入居者の子(これに準ずる者として市長が認める者を含み、入居者の子の子を除く。)であって、同居し、又は扶養されるものが23歳未満である場合

ウ その他市長がやむを得ない事由があると認める場合

(2) 前号ア又はイに掲げる場合の入居者にあっては、第3条の2第3号に該当して入居した者でないと。

(3) 条例第29条第2項に規定する高額所得者の認定を受けていないこと。

(4) 条例第42条第1項の規定による明渡しの請求を受けていないこと。

(入居期間の延長に係る期間)

第3条の7 条例第8条の2第11項の規則で定める入居期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1号アに掲げる場合に該当するとき 10年を超えない期間

(2) 前条第1号イに掲げる場合に該当するとき 同号イに規定する子のうち最年少のものが23歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間

(3) 前条第1号ウに掲げる場合に該当するとき 5年を超えない範囲で市長が認める期間

(入居期間の延長の申請)

第3条の8 条例第8条の2第12項の申請は、定期入居期間延長申請書により行う。

(公開抽選)

第4条 公開抽選を行うときは、入居申込者に対し、その日時、場所等をあらかじめ通知するものとする。

2 公開抽選を行う場合は、入居申込者のうちから若干名を選び、これを立ち会わせるものとする。

3 市長は、公開抽選に当たっては、倍率優遇措置として、次条第1項各号のいずれかに該当する者の当選確率が、それら以外の者の当選確率の概ね2倍となるよう措置を講ずることができる。

4 市長は、前項の倍率優遇措置のほか、次条第1項第13号に該当する者について、公開抽選における当選確率を引き上げることができる。

(優先的選考)

第5条 条例第9条第3項に規定する規則で定める特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があると認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の事業執行に伴う立ち退き者
- (2) 第3条の2第2号のひとり親等
- (3) 60歳以上の単身者
- (4) 60歳以上の者と、その配偶者又は60歳以上若しくは18歳未満の親族のみで構成される世帯に属する者
- (5) 18歳未満の児童3人以上と同居する者
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- (7) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)の規定に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項の犯罪被害者等で、市長が別に定める要件を具備するもの
- (12) 配偶者等から暴力を受けた被害者で、市長が別に定める要件を具備するもの
- (13) 過去に4回以上市営住宅に応募している者

2 市長は、条例第4条第1項の公募においてあらかじめ指定した住戸については、前項第2号から第6号までのいずれかに該当する者を条例第9条第3項の規定により優先的に選考することができる。

(提出書類等)

第6条 条例第11条第1項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 入居者の印鑑証明書
 - (2) 入居者及び同居者の無資産証明書
 - (3) 緊急連絡人の住民票の写しその他の身分を証する書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第11条第5項に規定する通知は、市営住宅入居許可書(定期入居決定の場合は、市営住宅定期入居許可書)により行う。

(緊急連絡人の要件)

第7条 条例第11条第1項第1号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者

とする。

- (1) 日本国内に住所を有していること。
- (2) 入居決定者と住所又は居所を同じくしていないこと。
- (3) 18歳以上であること。

(緊急連絡人の変更)

第8条 入居者は、次に掲げる場合に該当するときは、速やかに前条各号に掲げる要件のいずれにも該当する新たな緊急連絡人を届け出なければならない。

- (1) 緊急連絡人が死亡した場合
 - (2) 緊急連絡人が前条第1号又は第2号に掲げる要件に該当しなくなった場合
 - (3) 入居者が緊急連絡人の変更を希望する場合
- 2 前項の規定による届出は、緊急連絡人届出書及び新たな緊急連絡人の住民票の写しその他身分を証する書類の写しを市長に提出してしなければならない。
- 3 入居者は、緊急連絡人の氏名、連絡先等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(連帯保証人から緊急連絡人への変更)

第8条の2 市長は、連帯保証人を立てている入居者が連帯保証人を廃止し、かつ、緊急連絡人を届け出ることを希望したときは、これを認めるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(入居の変更)

第9条 条例第5条第7号の規定に該当するとして入居の変更を希望する者は、入居変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について入居変更承認・不承認通知書により通知する。
- 3 入居者変更の承認通知を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に条例第11条に規定する手続をしなければならない。

(入居の入れ替わり)

第10条 条例第5条第8号の規定に該当するとして入居の入れ替わりを希望する者は、入居入れ替わり承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について入居入れ替わり承認・不承認通知書により通知する。
- 3 入居入れ替わりの承認通知を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に条例第11条に規定する手続をしなければならない。

(同居の承認)

第11条 条例第12条第1項の規定による同居の承認を得ようとする入居者は、同居承認申請書に次に掲

げる書類を添えて、これを提出しなければならない。

(1) 入居者と同居させようとする者との続柄を証する書類

(2) 同居させようとする者の所得を証する書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について同居承認・不承認通知書により通知する。

3 同居の承認は、原則として入居名義人の3親等内の親族について行うものとする。

(同居者の異動届)

第12条 入居者は、同居者に出生、死亡、転入、転出等による異動が生じた場合は、前条の規定による同居の承認を得た場合を除き、速やかに同居者異動届を市長に提出しなければならない。

(入居の承継の承認)

第13条 条例第13条第1項の規定による入居の承継の承認を得ようとする者は、その事実が発生した日から14日以内に入居承継承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について入居承継承認・不承認通知書により通知する。

3 入居の承継の承認通知を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に条例第11条に規定する手続をしなければならない。

(収入の申告等)

第14条 条例第15条第2項に規定する収入の申告は、収入申告書により行う。

2 条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第14条の規定により算出した家賃の額の通知は、収入額認定兼家賃額通知書により行う。

3 条例第15条第4項の規定により意見を述べようとする者は、収入額認定通知を受けた日から30日以内に収入額認定更正申立書にその理由を証する書面を添えて、これを市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申立書の提出があったときは、その内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは収入額認定更正通知書により、理由がないと認めるときは収入額認定更正申立棄却通知書により通知する。

(家賃の減免又は徴収の猶予)

第15条 条例第16条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、家賃減免申請書又は家賃徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について家賃減免承認・不承認通知書又は家賃徴収猶予承認・不承認通知書により通知する。

3 家賃の減免又は徴収の猶予期間は、1年の範囲内において市長が必要と認める期間とする。

4 減免又は徴収の猶予を受けようとする者の収入は、非課税所得となる年金及び給付金を含むものとし、扶養親族控除その他の控除前の額とする等現実の収入について市長が認定する。

5 家賃を減額する場合は、減額した後の家賃が減額する前の家賃の2分の1を下らない範囲で定めるも

のとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(特別の事情があるとき)

第15条の2 条例第16条第4号に規定する特別の事情があるときは、入居者又は同居者が婚姻によらないで母又は父となり、かつ、その子と生計を同じくしているときとする。この場合における家賃減免及び徴収猶予の基準は、市長が別に定める。

(敷金の減免又は徴収の猶予)

第16条 条例第19条第2項の規定により敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、敷金減免申請書又は敷金徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について敷金減免承認・不承認通知書又は敷金徴収猶予承認・不承認通知書により通知する。

(入居者の費用負担となる修繕)

第17条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な修繕及び附帯施設の構造上重要でない部分の修繕は、別表第1に定めるとおりとする。

(一時不使用の届出)

第18条 条例第24条の規定による届出は、市営住宅一時不使用届によるものとする。

(用途外の使用承認)

第19条 条例第27条ただし書の規定により公営住宅の一部について用途外使用の承認を得ようとする者は、市営住宅一部用途外使用承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について市営住宅一部用途外使用承認・不承認通知書により通知する。

3 市長は、第1項の申請が次の各号のすべてに該当し、かつ、用途外使用を必要と認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 公営住宅その他の場所に看板等を掲げないもの
- (2) 公営住宅を正常な状態で維持し、増築及び模様替を必要としないもの
- (3) 騒音等により他の入居者に迷惑を及ぼさないもの
- (4) その他公営住宅の管理上支障がないもの

4 市長は、公営住宅入居者の福祉上特に必要があると認めるときは、前項各号に該当しない場合があっても、申請を承認することができる。

(模様替等の承認)

第20条 条例第28条第1項ただし書の規定により模様替又は増築の承認を得ようとする者は、市営住宅模様替等承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について市営住宅模様替等承認・不承認通知書により通知する。

3 市長は、第1項の申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、模様替又は増築を必要と認めるときは、

これを承認するものとする。

(1) 公営住宅の模様替をしても管理上支障がなく、かつ、原状に復することが容易であると認められるとき。

(2) 増築しようとする部分の面積が6.6平方メートル以内で公営住宅の管理上支障がないと認められるとき。

4 模様替又は増築の承認を得た者は、工事の完成後7日以内に市営住宅模様替等完成届を市長に提出し、完成検査を受けなければならない。この場合において、市長が前項各号の規定に該当しないと認めるときは、完成物を改修又は撤去しなければならない。

(収入超過者等の認定等)

第21条 条例第29条第1項の規定による収入超過者としての認定通知並びに当該収入超過者に対する条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第31条の規定により算出した家賃の額の通知は、収入超過者認定兼家賃額通知書により行う。

2 条例第29条第2項の規定による高額所得者としての認定通知並びに当該高額所得者に対する条例第15条第3項の規定による収入額の認定通知及び条例第33条の規定により算出した家賃の額の通知は、高額所得者認定兼家賃額通知書により行う。

3 条例第29条第3項の規定により意見を述べようとする入居者は、前2項の通知を受けた日から30日以内に収入超過者・高額所得者認定等更正申立書にその理由を証する書面を添えて、これを市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申立書の提出があったときは、その内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは収入超過者・高額所得者認定等更正通知書により、理由がないと認めるときは収入超過者・高額所得者認定等更正申立棄却通知書により通知する。

5 入居者が、第9条第2項の規定による入居変更の承認、第10条第2項の規定による入居入れ替わりの承認又は第13条第2項の規定による入居承継の承認を得た場合において、第1項又は第2項の規定を適用するときは、その承認による変更、入れ替わり又は承継前の入居者が公営住宅に入居していた期間は、その承認を得た者が当該公営住宅に入居している期間に通算する。

(住宅のあっせんの申出)

第22条 条例第34条の規定による住宅のあっせんの申出は、移転先住宅あっせん申出書によるものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第23条 市長は、必要に応じ、条例第38条に規定する新たに整備される建替後の公営住宅への入居希望の有無を調査するものとする。

2 市長は、前項の調査に応じ、建替後の公営住宅への入居を希望する者に対し、建替公営住宅入居申込書を交付する。

3 前項の申込書の交付を受けた者は、交付を受けた日から30日以内に、当該申込書を市長に提出しな

ければならない。

- 4 市長は、前項の申込書の提出があったときは、申込者の建替後の公営住宅に入居させるものとする。
この場合において、条例第6条及び第7条第2項の規定は、適用しない。

(住宅退去届)

第24条 条例第41条第1項による届出は、市営住宅退去届兼検査票によるものとする。

第3章 改良住宅の管理

(改良住宅への準用)

第25条 第3条(第2項並びに第4項第2号及び第4号を除く。)、第6条(第1項第2号を除く。)から第8条の2まで、第11条から第21条(第2項を除く。)まで、第22条及び第24条の規定は、条例第43条第1項の規定による改良住宅に入居させるべき者について準用する。

- 2 第2条から第21条(第2項を除く。)まで、第22条及び第24条の規定は、条例第43条第2項に規定する改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなったことにより空室が生じた場合について準用する。
- 3 前2項の場合において、準用するとされている規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「家賃」(第14条第2項の「家賃」を除く。)とあるのは「家賃及び割増賃料」と、第14条第2項中「条例第14条」とあるのは「条例第45条」と、第15条第1項中「家賃減免申請書」とあるのは「家賃及び割増賃料減免申請書」と、「家賃徴収猶予申請書」とあるのは「家賃及び割増賃料徴収猶予申請書」と、同条第2項中「家賃減免承認・不承認通知書」とあるのは「家賃及び割増賃料減免承認・不承認通知書」と、「家賃徴収猶予承認・不承認通知書」とあるのは「家賃及び割増賃料徴収猶予承認・不承認通知書」と、第21条第1項中「条例第29条第1項」とあるのは「条例第47条第1項」と、「及び条例第31条」とあるのは「並びに条例第45条及び条例第48条」と、「収入超過者認定兼家賃額通知書」とあるのは「収入超過者認定兼家賃及び割増賃料額通知書」と読み替えるものとする。

(改良住宅の家賃)

第26条 条例第45条の規定において規則で定めるとされている改良住宅の家賃は、別表第2に定めるとおりとする。

(改良住宅の割増賃料)

第26条の2 条例第48条第2項の市長が別に定める倍率は、次に掲げる表の左欄に定める区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率とする。

入居者の収入	倍率
114,000円を超えて、158,000円以下	0.3
158,000円を超えて、191,000円以下	0.5
191,000円超	0.8

(改良住宅内店舗の管理)

第27条 改良住宅内店舗の管理については、この規則に定めるもののほか、市長が別に定める。

第28条及び第29条 削除

第4章 社会福祉事業等への活用

(使用の手続)

第30条 条例第58条第1項に規定する申請書は、社会福祉事業等使用許可申請書とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について社会福祉事業等使用許可・不許可通知書により通知する。

(社会福祉事業等への準用)

第31条 第16条から第20条まで及び第24条の規定は、社会福祉法人等による公営住宅の使用について準用する。この場合において、第16条第1項中「敷金」とあるのは「保証金」と、「敷金減免申請書」とあるのは「保証金減免申請書」と、「敷金徴収猶予申請書」とあるのは「保証金徴収猶予申請書」と、同条第2項中「敷金減免承認・不承認通知書」とあるのは「保証金減免承認・不承認通知書」と、「敷金徴収猶予承認・不承認通知書」とあるのは「保証金徴収猶予承認・不承認通知書」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

(用語の定義)

第32条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(貨物の運送の用に供する普通自動車にあっては、最大積載量が2トンを超えるものを除く。)をいう。
- (2) 駐車場 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条第6号に規定する駐車場として整備し、区画した場所をいう。
- (3) 使用者 駐車場を使用することについて、市長の許可を受けた者をいう。

(使用の申込み)

第33条 条例第65条の規定による駐車場使用の申込みは、市営住宅駐車場使用申込書によるものとする。

(使用者の決定)

第34条 条例第66条の規定において規則で定めることとされている選考方法は、公開抽選とする。

(決定の通知)

第35条 条例第67条の規定による通知は、市営住宅駐車場使用者決定通知書によるものとする。

(規則で定める書類)

第36条 条例第68条第1項第1号の規定において規則で定めることとされている書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 駐車場使用に関する誓約書
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の許可)

第37条 市長は、市営住宅駐車場使用者決定通知書の交付を受けた者で条例第68条の規定による手続を行ったものに対し、必要な条件を付して市営住宅駐車場使用許可書を交付する。

(使用料)

第38条 条例第69条第1項の規定において規則で定めることとされている駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、別表第3に定める額とする。

(使用料の減免又は徴収の猶予)

第39条 条例第69条第2項に規定する使用料の減免又は徴収の猶予は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行うものとする。

- (1) 入居者が、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級、2級、3級又は4級に該当する障害を有するものであること。
 - (2) 入居者の収入が、条例第6条第1項第2号及び条例第47条第1項に定める収入基準以下であること。
 - (3) 自動車が入居者の所有物であって、第1号に該当する障害者が運転し、又は専ら当該障害者の通学、通院又は生業のため使用されるものであること。
- 2 使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用料減免申請書又は市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について市営住宅駐車場使用料減免承認・不承認通知書又は市営住宅駐車場使用料徴収猶予承認・不承認通知書により通知する。

(保証金の減免又は徴収の猶予)

第40条 条例第71条第2項に規定する保証金の減免又は徴収の猶予は、前条第1項各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行うものとする。

- 2 保証金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅駐車場保証金減免申請書又は市営住宅駐車場保証金徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対しその諾否について市営住宅駐車場保証金減免承認・不承認通知書又は市営住宅駐車場保証金徴収猶予承認・不承認通知書により通知する。

(保管場所の証明)

第41条 市長は、使用者から自動車保管場所使用承諾証明申請書により自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号に規定する書面の交付申請があつたときは、自動車保管場所使用承諾証明書を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の証明書を交付する際、那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の規定に基づき手数料を徴収する。

(駐車場返還届)

第42条 条例第73条において準用する条例第41条第1項の届出は、市営住宅駐車場返還届によるものとする。

第6章 指定管理者による管理

(公告)

第43条 市長は、条例第74条の規定により市営住宅等の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第74条の3の規定による申請の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定申請等)

第43条の2 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第74条の3の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書によるものとする。

3 条例第74条の3の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(申請に係る業務の実施の方法を記載した書類を含む。)
- (2) 法人である団体にあっては次の書類
 - ア 定款又は寄付行為
 - イ 登記事項証明書
- (3) 法人でない団体にあっては次の書類
 - ア 定款又は寄付行為に相当する書類
 - イ 代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定等)

第43条の3 市長は、条例第74条の4の規定による指定をするときは、那覇市営住宅指定管理者指定通知書を交付する。

2 市長は、条例第74条の4の規定による指定をしないときは、那覇市営住宅指定管理者不指定通知書を交付する。

(協定)

第43条の4 条例第74条の7の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理の業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第43条の5 条例第74条の8の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 市営住宅等の管理に関する業務の実施状況
- (2) 市営住宅等の管理に関する業務に係る収支状況
- (3) 市営住宅等の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第7章 補則

(市営住宅監理員)

第44条 条例第75条第1項に規定する市営住宅監理員は、市営住宅課長をもって充てる。

(市営住宅連絡業務員の人数)

第45条 市営住宅連絡業務員の人数は、必要に応じ、条例第3条で設置する市営住宅ごとに市長が定めるものとする。

(市営住宅連絡業務員の委託)

第46条 市長は、現に市営住宅に入居している者で、次に掲げる条件を具備するものに対し、市営住宅連絡業務員の業務を委託するものとする。

- (1) 市営住宅に入居して1年以上であること。
- (2) 家賃の滞納がないこと。
- (3) 条例及び規則に違反していないこと。
- (4) 臨時連絡が可能であること。

(市営住宅連絡業務員の業務)

第47条 市営住宅連絡業務員の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各種納付書、領収書等の配達
- (2) 市営住宅内共用施設等の異常の連絡
- (3) 空室の報告及び異常の連絡
- (4) 連絡業務月報の提出

2 その他市営住宅連絡業務員の業務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(立入検査の証票)

第48条 条例第75条の2第3項に規定する身分を示す証票は、市営住宅検査員証とする。

(様式)

第49条 条例及びこの規則の規定による別表第4に掲げる文書の様式は、市長が定める。

(その他)

第50条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 那覇市営住宅監理員および管理人規則(1964年那覇市規則第8号)は、廃止する。
- 3 那覇市営住宅敷地内駐車場使用規則(平成5年那覇市規則第47号)は、廃止する。
- 4 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に市営住宅に入居しようとする者の入居、家賃等の決定その他の必要な手続については、施行日前において、改正後の那覇市営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定の例によりすることができます。
- 5 施行日前に改正前の那覇市営住宅設置及び管理条例施行規則並びに廃止前の那覇市営住宅監理員および管理人規則及び那覇市営住宅敷地内駐車場使用規則の規定によつてした請求、手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定によつしたものとみなす。

付 則(平成11年4月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第52号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年12月17日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年7月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4那覇市末吉市営住宅の項の次に那覇市新都心銘苅市営住宅の項を加える改正規定は、平成14年9月1日から施行する。

付 則(平成15年3月31日規則第7号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月29日規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年6月30日規則第31号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則(平成17年2月15日規則第8号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第25号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成20年1月29日規則第1号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

付 則(平成20年11月17日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年12月28日規則第53号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に那覇市営住宅条例の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第48号)の規定による改正前の那覇市営住宅条例第2条第2号の改良住宅に入居している者は、平成26年3月31日までの間は、この規則による改正後の第26条の2の規定は、適用しない。

付 則(平成22年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年5月26日規則第22号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

付 則(平成22年12月24日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年10月3日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年2月15日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年7月2日規則第35号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

付 則(平成24年9月28日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年1月30日規則第1号)

この規則は、平成25年2月1日から施行する。ただし、第41条第2項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年5月21日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年10月4日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年9月9日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年11月13日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の2及び第3条の3の規定は、平成28年4月1日以後に入居を行う者について適用し、同日前に入居を行う者については、なお従前の例による。

付 則(平成29年11月13日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年12月28日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年8月21日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年8月30日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年2月18日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年10月7日規則第36号)

この規則は、令和4年2月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第3章の章名の改正規定、第28条及び第29条の改正規定、第29条の2を削る改正規定、第38条及び第49条の改正規定並びに別表第3を削り、別表第4を別表第3とする改正規定並びに別表第5の改正規定(同表を別表第4とする部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年10月30日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和7年2月10日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第17条関係)

1 軽微な修繕	(1) 壁の汚損及び穴空き等の修理及び塗り替え (2) 疊表の取替え (3) 建具(玄関扉、雨戸、ガラス戸、ふすま及び障子等をいう。)の附属金物 (締まり、丁番、取っ手及び引手類、レール、戸車、ドアクローザー、錠等
---------	--

	<p>をいう。)の修理及び取替え</p> <p>(4) 破損ガラスの取替え並びにふすま及び障子の張替え</p> <p>(5) その他軽微な修繕</p>
2 附帯施設の構造上重要でない部分の修繕	<p>(1) 給水栓の修理及び取替え</p> <p>(2) 台所流し及び排水管の清掃</p> <p>(3) パッキン等の取替え</p> <p>(4) 外灯、階段灯、外部側壁灯の電球等の取替え</p> <p>(5) 室内灯(コード、点滅器、グローブ、電球等の部分をいう。)及びコンセントの修理及び取替え</p> <p>(6) 物干しの塗装、修理及び取替え</p> <p>(7) 排水溝、ためます等の清掃</p> <p>(8) 垣根、樹木等の手入れ</p> <p>(9) その他重要でない部分の修繕</p>

別表第2(第26条関係)

改良市営住宅

名称	1戸につき月額家賃 (円)	1戸当たりの床面積 (平方メートル)	建設年度
那霸市若狭市営住宅	27,200	59.37	昭和53年
那霸市若狭市営住宅	29,200	60.92	昭和53年
那霸市若狭市営住宅	29,300	63.71	昭和53年
那霸市若狭市営住宅	30,200	64.59	昭和53年
那霸市若狭市営住宅	31,300	64.85	昭和53年
那霸市若狭市営住宅	32,200	67.28	昭和53年
那霸市若狭市営住宅	34,500	72.26	昭和53年
那霸市若狭市営住宅	35,600	75.16	昭和53年
那霸市若狭市営住宅(店舗)	11,000	18.83	昭和53年
那霸市壺川東市営住宅	36,600	71.00	昭和60年
那霸市壺川東市営住宅	34,000	66.00	昭和60年
那霸市壺川東市営住宅	22,700	44.90	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅	23,700	46.10	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅	31,900	62.80	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅	32,500	63.20	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅	33,000	64.60	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅	36,600	71.00	昭和63年

那霸市壺川東市営住宅	35,700	69.30	昭和63年
那霸市壺川東市営住宅	36,200	70.30	昭和63年
那霸市壺川東市営住宅	34,800	67.50	昭和63年
那霸市壺川東市営住宅	41,200	79.90	昭和63年
那霸市壺川東市営住宅	37,300	72.30	昭和63年
那霸市壺川東市営住宅	35,500	68.80	昭和63年
那霸市壺川東市営住宅	36,000	69.80	昭和63年
那霸市壺川東市営住宅	36,500	70.80	昭和63年
那霸市壺川東市営住宅	30,600	59.40	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	27,400	53.20	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	27,600	53.50	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	28,100	54.50	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	29,600	57.40	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	30,900	59.90	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	32,100	62.30	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	32,300	62.60	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	33,100	64.40	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	37,700	73.10	平成元年
那霸市壺川東市営住宅	30,000	58.20	平成4年
那霸市壺川東市営住宅	36,400	70.60	平成4年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	10,600	21.50	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	15,100	30.50	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	16,600	33.50	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	18,500	37.30	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	20,600	41.60	昭和62年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	10,700	21.60	平成元年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	12,100	24.40	平成元年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	13,100	26.60	平成元年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	13,600	27.50	平成元年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	14,700	29.80	平成元年
那霸市壺川東市営住宅(店舗)	15,000	30.30	平成元年

別表第3(第38条関係)

市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)
--------	---------------

那覇市壺川東市営住宅	屋内	10,500円
	その他	5,500円
那覇市石嶺第二市営住宅		3,300円
那覇市石嶺市営住宅	建替前	3,300円
	建替後	4,500円
那覇市安謝市営住宅	屋内	7,300円
那覇市末吉市営住宅		6,000円
那覇市新都心銘苅市営住宅		5,900円
那覇市繁多川市営住宅		4,000円
那覇市久場川市営住宅		5,000円
那覇市識名市営住宅		4,900円
那覇市宇栄原市営住宅		5,000円
那覇市大名市営住宅		5,000円
那覇市真地市営住宅		3,500円

備考 この表において、建替前とは、平成19年度以前に整備された駐車場をいい、建替後とは、平成20年度以後に当該市営住宅の建替事業に伴い整備された駐車場をいう。

別表第4(第49条関係)

番号	文書の名称	関連条項
1	市営住宅入居申込書	第3条第1項及び第3項
2	市営住宅入居申込受付票	第3条第3項
3	婚約証明書	第3条第4項第3号
4	市営住宅入居決定通知書	第3条第5項
5	市営住宅定期入居決定通知書	第3条第5項
6	定期入居決定に関する説明書	第3条の4第1項
7	定期入居決定に関する説明を受けた旨の証書	第3条の4第2項
8	定期入居決定期間満了通知書	第3条の5第1項
9	定期入居決定期間満了通知を受けた旨の証書	第3条の5第2項
10	定期入居期間延長申請書	第3条の8
11	請書	条例第11条第1項第1号
12	請書(定期入居決定用)	条例第11条第1項第1号
13	市営住宅入居許可書	第6条第2項
14	市営住宅定期入居許可書	第6条第2項
15	緊急連絡人届出書	第8条第2項

16	入居変更承認申請書	第9条第1項
17	入居変更承認・不承認通知書	第9条第2項
18	入居入れ替わり承認申請書	第10条第1項
19	入居入れ替わり承認・不承認通知書	第10条第2項
20	同居承認申請書	第11条第1項
21	同居承認・不承認通知書	第11条第2項
22	同居者異動届	第12条
23	入居承継承認申請書	第13条第1項
24	入居承継承認・不承認通知書	第13条第2項
25	収入申告書	第14条第1項
26	収入額認定兼家賃額通知書	第14条第2項
27	収入額認定更正申立書	第14条第3項
28	収入額認定更正通知書	第14条第4項
29	収入額認定更正申立棄却通知書	第14条第4項
30	家賃減免申請書	第15条第1項
31	家賃徴収猶予申請書	第15条第1項
32	家賃減免承認・不承認通知書	第15条第2項
33	家賃徴収猶予承認・不承認通知書	第15条第2項
34	敷金減免申請書	第16条第1項
35	敷金徴収猶予申請書	第16条第1項
36	敷金減免承認・不承認通知書	第16条第2項
37	敷金徴収猶予承認・不承認通知書	第16条第2項
38	市営住宅一時不使用届	第18条
39	市営住宅一部用途外使用承認申請書	第19条第1項
40	市営住宅一部用途外使用承認・不承認通知書	第19条第2項
41	市営住宅模様替等承認申請書	第20条第1項
42	市営住宅模様替等承認・不承認通知書	第20条第2項
43	市営住宅模様替等完成届	第20条第4項
44	収入超過者認定兼家賃額通知書	第21条第1項
45	高額所得者認定兼家賃額通知書	第21条第2項
46	収入超過者・高額所得者認定等更正申立書	第21条第3項
47	収入超過者・高額所得者認定等更正通知書	第21条第4項
48	収入超過者・高額所得者認定等更正申立棄却通知書	第21条第4項

49	移転先住宅あっせん申出書	第22条
50	建替公営住宅入居申込書	第23条第2項
51	市営住宅退去届兼検査票	第24条
52	家賃及び割増賃料減免申請書	第25条第3項
53	家賃及び割増賃料徴収猶予申請書	第25条第3項
54	家賃及び割増賃料減免承認・不承認通知書	第25条第3項
55	家賃及び割増賃料徴収猶予承認・不承認通知書	第25条第3項
56	収入超過者認定兼家賃及び割増賃料額通知書	第25条第3項
57	社会福祉事業等使用許可申請書	第30条第1項
58	社会福祉事業等使用許可・不許可通知書	第30条第2項
59	保証金減免申請書	第31条
60	保証金徴収猶予申請書	第31条
61	保証金減免承認・不承認通知書	第31条
62	保証金徴収猶予承認・不承認通知書	第31条
63	市営住宅駐車場使用申込書	第33条
64	市営住宅駐車場使用者決定通知書	第35条及び第37条
65	駐車場使用に関する誓約書	第36条第1号
66	市営住宅駐車場使用許可書	第37条
67	市営住宅駐車場使用料減免申請書	第39条第2項
68	市営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書	第39条第2項
69	市営住宅駐車場使用料減免承認・不承認通知書	第39条第3項
70	市営住宅駐車場使用料徴収猶予承認・不承認通知書	第39条第3項
71	市営住宅駐車場保証金減免申請書	第40条第2項
72	市営住宅駐車場保証金徴収猶予申請書	第40条第2項
73	市営住宅駐車場保証金減免承認・不承認通知書	第40条第3項
74	市営住宅駐車場保証金徴収猶予承認・不承認通知書	第40条第3項
75	自動車保管場所使用承諾証明申請書	第41条第1項
76	自動車保管場所使用承諾証明書	第41条第1項
77	市営住宅駐車場返還届	第42条
78	指定管理者指定申請書	第43条の2第2項
79	那覇市営住宅指定管理者指定通知書	第43条の3第1項
80	那覇市営住宅指定管理者不指定通知書	第43条の3第2項
81	市営住宅検査員証	第48条

